

兵労発安 1212 第 1 号
平成 28 年 12 月 12 日

御中

兵庫労働局長

キャリア形成促進助成金の支給に係る関係書類の
借上げについて（依頼）

初冬の候、貴社におかれましては益々ご繁栄のこととお慶び申し上げます。

また、職業安定行政の業務推進につきましては、平素からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび標記助成金につきまして会計検査院による実地検査が当局において行われることとなり、貴社が検査対象事業所として選定されたことから、標記助成金の支給に係る関係帳簿等の提出を求められております。

つきましては、何かと支障があることと存じますが、事情をご理解いただきまして、下記のとおり関係帳簿等を一時的に貸与くださいますようお願い申し上げます。

記

1 実地検査日

平成 29 年 1 月 16 日(月)～20 日(金)

2 受検場所

兵庫労働局ハローワーク助成金デスク

(神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 5 階)

3 検査対象期間

平成 27 年 10 月 28 日付けで支給申請のあった、若年人材育成コース・年間計画番号 3 に係る訓練開始日から直近（平成 28 年 10 月末現在）までの間が検査対象です。

4 関係帳簿

別紙「借上げ書類一覧」のとおり。

なお、文末に書類の借上げに関する注意事項を明記しておりますので、ご理解ご協力の程よろしく申し上げます。

5 借上げの方法等

お借りする際には、貴社管轄のハローワーク職員がお伺いします。事前に連絡いたしますので、日程調整等についてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。また、借り受けに際しては、お借りしたことを証するため借用書を交付いたします。

6 書類の返却

実地検査終了後、貴社管轄のハローワーク職員が返却にお伺いします。借上げ書類を返却する際には、借用書をお返しいただくこととなります。また、書類の受領を証するため、受領年月日及び受領者氏名の記入と押印についてもご協力いただきますよう併せてお願いいたします。

なお、検査状況により継続して借り受けた場合などにおいては、ハローワーク助成金デスク職員が直接返却にお伺いする場合がありますのでご了知おきください。

7 その他

借り受けた書類につきましては、本検査以外の目的に使用することはありません。

何かご不明な点等ありましたら、当局担当者までお問い合わせください。

〒651-0083

神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 5階

兵庫労働局職業安定部職業対策課

(ハローワーク助成金デスク)

担当：坂本/堺/明星

TEL 078-221-5440 / FAX 078-221-5455

事業所名： XXXXXXXXXX 様

借上げ書類一覧

平成28年度会計検査院実地検査に係る提出資料として、下記のとおり関係帳簿を借用いたします。

記

- 1 労働者名簿等 (全員分)
- 2 雇用契約書又は雇入通知書及び労働条件通知書 (全員分)
- 3 出勤簿、タイムカード、シフト表等 (全員分)
平成26年10月～平成28年10月まで
- 4 賃金台帳 (全員分)
平成26年10月～平成28年10月まで
- 5 休暇を管理している書類(全員分)
平成26年10月3日～平成28年10月31日まで
- 6 源泉徴収簿 (平成26年～平成28年分)
- 7 就業規則、給与・賃金・休暇規程
- 8 総勘定元帳及び決算書 (貸借対照表、損益計算書)
※試算表のみでなく、各科目の出入りが確認できるものがが必要です。
平成26年9月1日～平成28年10月31日まで
- 9 会社概要、パンフレット
- 10 実施及び経費助成の実費がわかる書類

※1 支給申請に係る対象労働者

XXXXXXXXXX 様、XXXXXXXXXX 様

【裏面へ続く】

※2 書類借上げに際しての注意事項

- (1) 借上げ書類は全て原本をご準備ください。
- (2) 全員分とあるものは、常用労働者及びそれ以外の者（パート・アルバイト・契約社員）を含む全員を指します（退職者も含みます）。助成金の対象労働者であるか否かを問いません。
- (3) 書類の借り上げ対象期間は、訓練開始日から直近（平成28年10月末現在）まで。ただし、訓練受講者及び訓練修了者に係る上記2の書類については、訓練開始前（雇い入れ日以降）についてもお願いします。
また、訓練経費の支払日が訓練開始日より前である場合、上記8及び11の書類については、その支払日以降についてお願いします。
- (4) 書類のない場合は理由書をご提出いただくことになります。
- (5) 借り受けた書類は受検会場であるハローワーク助成金デスク（神戸市中央区）へ移送します。また、助成金デスクへ引き渡した後の一時返却は対応しかねますのでご了承ください。
- (6) 実地検査受検までにハローワーク助成金デスクにおいて借上げ書類の事前チェックを行いますので、誠に勝手ながら平成28年12月22日(木)までにご対応いただきますようご協力お願いします。↳ 延期は可能
- (7) 実地検査が終了しだい書類を返却する予定ですが、検査状況によっては引き続き借り受ける場合がありますのでご了承ください。

～お問い合わせ先～

神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 5階
兵庫労働局ハローワーク助成金デスク

担当：坂本/堺/明星 TEL078-221-5440

理 由 書

この度、キャリア形成促進助成金に対する会計検査院の検査に係る貸与書類について、下記理由のため準備できませんでした。

平成 年 月 日

事業主名 _____ ⑩

記

1 貸与書類名： _____

理由： _____

2 貸与書類名： _____

理由： _____

3 貸与書類名： _____

理由： _____

【記載例】

1 貸与書類名： 作業日報 _____

理由： ○○にて確認しているため。 _____